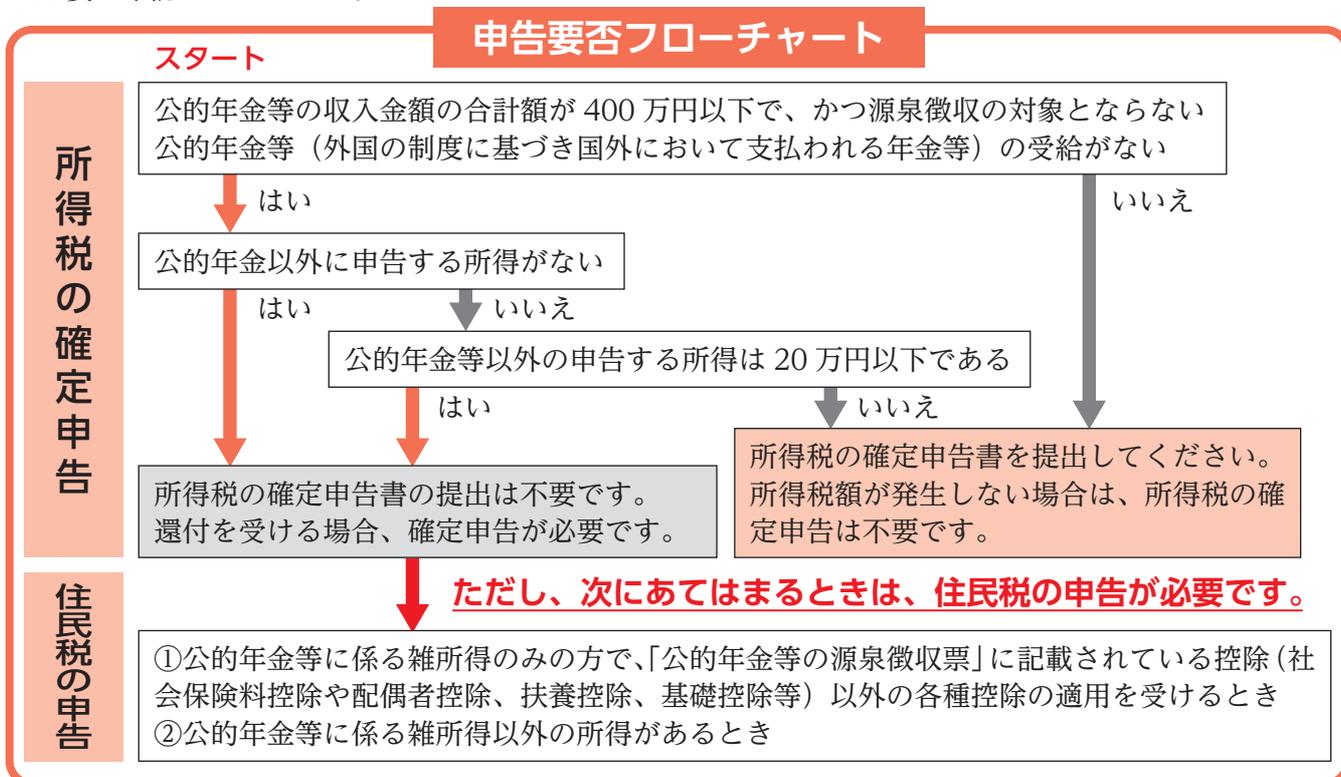


公的年金を受給されている方へ

～申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額が**400万円以下**で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が**20万円以下**である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。以下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。



「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額計算方法

所得の種類	所得の内容	所得の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	$\text{収入金額} \text{円} - \text{給与所得控除額} \text{円} = \text{所得金額} \text{円}$
<ul style="list-style-type: none"> 事業所得 不動産所得 雑所得（公的年金等以外） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業による所得 不動産貸付による所得 個人年金、原稿料など 	$\text{収入金額} \text{円} - \text{必要経費} \text{円} = \text{所得金額} \text{円}$
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合を除く	株式や出資の配当など	$\text{収入金額} \text{円} - \text{株式などの元本所得に要した負債の利子} \text{円} = \text{所得金額} \text{円}$
一時所得	生命保険の満期返戻金など	$\left\{ \text{収入金額} \text{円} - \text{収入を得るために要した金額} \text{円} - \text{特別控除額（最高 50 万円）} \text{円} \right\} \times 1 / 2 = \text{所得金額} \text{円}$

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891